

一般社団法人 日本病院会 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本病院会定款第13条第2項に規定する代議員選挙及び第19条第1項に規定する役員の選出を適正に行うために本規定を定める。

第2章 代議員選挙

(選出方法)

第2条 代議員は、正会員の中から選挙により選出する。
2 代議員は、この法人の総会の承認により選任される。

(選挙の期日と告示)

第3条 この法人の代議員の選挙は、当該事業年度の決算総会の日までに次期代議員の選挙を行う。
2 選挙の告示は選挙年の2月1日に会長が行う。

(選挙人及び被選挙人の資格)

第4条 正会員における選挙人及び被選挙人は、選挙年の2月1日をもって作成する選挙人名簿に記載されている者とする。
2 この名簿には、選挙期日に正会員資格を失うことが確実な者は登載しない。
3 この名簿には、選出される任期開始のとき、正会員となる者を含む。
4 過去2年間会費を納入していない正会員は選挙人名簿から除外する。

(補欠者)

第5条 代議員に欠員が出た場合は、定款第13条第6項により実施された補欠の代議員をもって補う。
2 第1項の次点者がいない場合には、欠員の生じた都道府県において補欠の代議員の選出を行う。
3 第1項並びに第2項により選出する代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第3章 理事及び監事の選出

(選出方法)

第6条 理事並びに監事候補者は、正会員の中から立候補により選出する。
2 理事、監事は、この法人の社員総会の決議によ

り選任される。

(選挙方法)

第7条 理事候補者の確定は、得票順上位より定款第15条第1項(1)で定める66名とする。
2 監事候補者の確定は、得票順上位より定款第15条第1項(2)で定める3名とするが、うち1名は外部監事とする。

(選挙の期日と告示)

第8条 理事、監事の選出は、当該事業年度の決算総会の日に行う。
2 選挙の告示は選挙年の2月1日に会長が行う。

(被選挙人の資格)

第9条 立候補できる被選挙人は、選挙年の2月1日をもって作成する選挙人名簿に記載されている者とする。
2 この名簿には、選挙期日に正会員資格を失うことが確実な者は登載しない。
3 この名簿には、選出される任期開始のとき、正会員となる者を含む。
4 過去2年間会費を納入していない会員は選挙人名簿から除外する。

(役員の立候補届出)

第10条 理事または監事に立候補しようとする者は、所定の期日までに正会員3名以上の推薦状(第4号様式)を付して所定の様式(第3号様式)により立候補の届出をしなければならない。
2 人事異動等により、選挙人名簿と異なる者が立候補する場合は、別に定める様式(第6号様式)により当該病院の現正会員からの申立を必要とする。

(役員の立候補届の締切)

第11条 立候補届の締切は選挙期日の6週間前とする。会長は選挙期日の2週間前に立候補者の氏名を正会員に通告しなければならない。

第4章 選挙管理委員会

(設置)

第12条 第1条の目的を遂行するために、選挙管理委員会を置く。

- (1) 選挙管理委員会は選挙告示前に組織し、選挙業務終了後に解散する。
- (2) 選挙管理委員会の委員は、原則として本会会員以外の5名とし、委員の任命は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- (3) 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

(業 務)

第13条 選挙管理委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める選挙人名簿の作成に関すること。
- (2) 立候補者名簿の作成
- (3) その他選挙が厳正かつ公正に行われるために必要な措置

第5章 附則等

(規程の変更)

第14条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は平成26年3月15日から施行する。
3. この規程は平成26年6月14日から施行する。